

監査公表第 664 号

出資団体監査（工事）の結果を受けて京都市長が講じた措置について、地方自治法第 199 条第 12 項前段の規定により通知がありましたので、同項後段の規定により、その内容を次のとおり公表します。

平成 23 年 12 月 26 日

京都市監査委員	繁	隆	夫
同	津	田	早 苗
同	不	室	嘉 和
同	海	沼	芳 晴

1 平成 22 年度出資団体監査（工事）（平成 23 年 4 月 28 日監査公表第 657 号）

（都市計画局－1）

指 摘 事 項
<p>ア 維持管理業務委託</p> <p>(ア) 再委託の承諾について</p> <p>委託契約書によれば、受託者が再委託をする場合は、京都市住宅供給公社（以下「公社」という。）から文書による再委託の承諾が必要となっている。</p> <p>一部の点検業務を受託者以外の第三者に再委託をしていたが、公社から承諾書の交付をしていなかった。</p> <p>委託業務の再委託については、受託者に承諾願を提出させ、公社から承諾書を交付することにより適切な事務処理を行うよう、公社に対して指導し、改めるようにされた。</p> <p>（京都市鷹峯他 18 市営住宅電気設備保全業務委託 維持工事課）</p>

講 じ た 措 置

再委託については、本市から公社に対して平成 23 年 5 月 23 日付けで通知を行い、適切に事務処理を行うよう指導を行った。

公社においては、所属長から担当職員に対し指摘事項の周知を行うとともに、平成 23 年 6 月 14 日及び同年 11 月 10 日に課内研修を開催し、事務処理を適切に行うよう徹底を図ったほか、同年 7 月 13 日には、業務受託者に対し、業務の一部を再委託する場合、事前に承諾願を提出する必要がある旨の通知を行った。

平成 24 年度からは、委託仕様書に、受託した業務の一部を再委託する場合は公社に承諾願を提出し、承諾書を得る必要がある旨を記載するとともに、受託者に文書を渡し、注意喚起を行う。

(監査事務局)